

参議院大蔵委員会會議録第三十二号

昭和三十年七月二十七日(水曜日)午前
十一時十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 青木 一男君
理事 西川 甚五郎君
山本 米治君
土田 国太郎君
平林 剛君

委員

青柳 秀夫君
岡崎 眞一君
木内 四郎君
白井 勇君
藤野 繁雄君
片柳 眞吉君
小林 政夫君
杉山 昌作君
前田 久吉君
岡 三郎君
天田 勝正君
松澤 兼人君
中川 幸平君
最上 英子君
鮎川 義介君

政府委員

大蔵省主計局長 正示啓次郎君
農林省畜産局長 塩見友之助君
運輸省自動車局業務部長 岡本 悟君
事務局 常任委員 木村常次郎君
専門員

説明員

労働省労働基準局労働補償課長 松永 正男君

本日の会議に付した案件

○糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○自動車損害賠償責任再保険特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(青木一男君) これより委員会を開きます。

糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案を議題として質疑を行います。

○片柳眞吉君 糸価安定の特別会計法の一部改正案につきまして、二点質問したいと思ひますが、内容としては、本法案の内容については非常に満足な買入れまで進んでおりますが、常に入札の買入れまで進んでおりますが、ただ従来三十億の一級会計からの繰入金で財源であります。さらに今回仕事幅を拡張したにつれて、三十億で、あるいは証券の発行ができることになつておるのであります。ただこの特別会計の歳出の面を見て参りますと、第四条第一項の改正に属しますが、農業団体で補助の保管をする場合に、その経費を助成することになつておりますが、まあかような生糸な

り補助の売買会計においてその助成金のようなものを出すことは、売買会計の性格から見ても、やや邪道ではないかという事は感じないで、言葉をかえして言ひますれば、そういうような乾繭保管等に要する費用というものは必要であります。これはむしろ一般会計で持つべきであつて、売買会計の健全性を保持する点から、この特別会計で助成を出すという事は多少どうであらうかという感じを持つております。この点がどういふお考え方を政府はとつておられますか、その点をまずお伺ひをいたしたいのであります。

○政府委員(塩見友之助君) あるいは大蔵省の方から答え願ひの適當かもわかりませんが、特別会計で補助金を出す例はほかにもあるものでございまして、大蔵省との折衝の過程において、政府でもつて補助の最後には買ひ上げるというふうな形を最後はとりましたものであります。その買ひ上げの準備的な行為というふうにも、特別会計から見れば理解できるわけなんです。またこの数量や、それから従つて補助の金額等とその年の市況、それから繭の生産状況等によつて相当ふれますので、そういう関係からして、大蔵省と協議したしまして、その特別会計の方から、予備費から支出するといふふうな方式をとつたわけでございます。で、御懸念の向きは全く、特別会計の運営であるわけは方々として、全くそういう心配はあるわけでは

ございまして、その点につきましては大蔵省と協議いたしまして、予備費の方からこの補助金が、繭の共同保管に對する補助金が出た場合には、翌年度の一般会計からの繰り入れでもつてこの会計の健全性を確保すると、こういう話し合ひになつておりますので、そういうふうな御了承をお願いしたいと思います。

○片柳眞吉君 それでありますれば、その年に予備費から助成費を出した場合には、翌年度に一般会計から肩がわりをするというのであれば私はけっこうと思ひます。要するに三十億は一般会計からの繰り入れ財源でありまして、あと三十億は借入金をして助成をするということになると、きつめて私は、むしろこの会計の将来のために、そういうようなものはやはりそういうふうな一般会計で次年度において肩がわりをするという事が私はけっこうだと思ひますが、大蔵省でもその方針について御異議がないのですか。

○政府委員(正示啓次郎君) お答えいたします。先ほど塩見局長の言われました御趣旨は、大体予算の折衝の際におきまして、そういうお話しが出ておつたように承知をいたしてございまして、ただ、ただいま御指摘のように、この繭あるいは生糸等につきましても、これは売買をいたす会計でございまして、この本来の目的を阻害する、あるいは本来の目的を阻害するやうなことに相なつては、御指摘の通り困るわけ

でございしますから、この会計の収支につきましても、毎年これは予算をもちまして、むしろ国会の議決を経るわけにございしますが、その際たまたまのやうな点につきましては、常に一般会計との関連を考慮いたしまして、この会計が本来の目的とする機能を営む上に支障のないようにして参りたい、という考え方をとおして参りたい、と申します。御承知の通り幸いに今日のところこの会計は相當の余裕を持っております。御心配の点は今のところないわけにございしますが、将来そういう懸念が生ずるやうな場合におきましては、一般会計におきまして本来の目的たる機能を営む上に支障のないようにして参りたい、かような考えを持つておきます。

○片柳眞吉君 大体了解いたしました。要するに売買会計の健全性を保持する点から、そういうものは私はむしろ一般会計で持つべきだということでは了解をいたします。

その次に資金調達で証券の発行あるいは一時借入金ないしは借入金をする事ができることになつております。この証券の引き受けを大体どこでするか、あるいは借入金はどういふ方面から融資を受けるか、大体その見当をお答えいただきたい。

○政府委員(正示啓次郎君) お答え申し上げます。証券はこれは日本銀行であります。それから一時借入金でございしますが、これは国庫予備費の繰替使用をいたす場合が多いのであります。

が、その他の場合は運用部資金をもちまして借入れをいたす場合もあるわけでございます。

○片柳眞吉君 それから最後にこれはきわめて形式的なことでありますが、
藏糸価格安定法で、相当今度藏の買

入れまでできる、養蚕農家等に徹底した改正案が今本会議にかかっておるわけでありますが、名称だけの問題であります。繭でもおかしうはございせんが、片方は繭糸価格安定法でこゝちは依然として糸価安定になっておるわけですが、これは名前だけのことでどうこう言うことはないのですが、具体的に今度は繭に相当力を入れてきておりますので、名前についての何かそんなような議論はなかったのであります。

○政府委員（正示啓次郎君） 内輪話を申し上げて恐縮なものでありますが、実は予算を先にいたしまして、糸伯安定特別会計の予算ということで出しまして、法律があとから出しました際に、甌糸伯格安定法という名前の法律になったのでございますが、特別会計の方は予算に合わすということで従来の名称を残しております。お話の点は多少しつくりかない点があるわけでございますが、一応本年度はこういうことにいたしまして、適当な時期になお検討いたしたいと、かように考えております。

○片柳眞吉君 これは養糸局長に御質問いたしたのですが、今度のこの改正案でいって、さしあたりこの特別会計の損益關係が、遠い将来はいきざらず、今年なり、来年くらいに……、これは今までの助成金が出ても相当の黒字が出るようなお話であります、私

も過去の例からすれば相当の黒字が出るのではないかと思いますが、これくらゐの見当ならば、本年度あるいは翌年度の数字の見通しがありますれば御説明願いたい。

○政府委員(塩見友之助君) やはりこの特別会計の黒字と申しますのは、基金であります三十数億の金利が主体であります。それから支出はこの会計に従事しております二十名余りの職員の手経費、それから事務費等になっております。それでその差額が大体七千万円ぐらいと記憶しておりますが、その程度のものでございます。ですから乾蘭共同保管によりまして補助金を出しますとすると、乾蘭共同保管をやりまする数量がわければ、それはその年ほとんどんぐらいでやっていけますが、乾蘭共同保管の数量が百万貫をこえると

いうふうなことになりますと、その年自体は赤になります。それは先ほど申し上げましたように翌年度の一一般会計から繰り入れという形で健全性を維持していきたい、こういうふうに考えております。来年度の状態は、まだ私の方は市況、それから法律の施行によりましてどれだけ生糸の買い入れが起りますか、あるいは繭の買い入れ等が起りますか、その点の予測がつかないものですからちょっと見当はいたしかねますが、たとえば会計の方として、糸を買い上げました場合でも、金利のつかない基金でまずやっていくというふうな形をとりまして、借り入れをやりました部分の金利だけはどうしてもこれは三十億以上に糸を持つ場合には払わなければなりませんから、それはまあその糸を最高価格で売った場合に黒が出てくる、こういう

形になりますので、市況の差によりましてその点は変わってくるので、来年度のこととはちょっと今のところ予測はつかない、こういう関係でございます。今年度については黒字が出ると、こうお考え願ってよろしいと思います。

○山本末治君　逓糸局長にお伺いしますが、この三十億円の資金で今までの操作をやる基金となっておったわけですが、今度新たに三十億を限度として一時借入金ができることになったわけですが、この安定法の対象の中には玉簫による糸――玉糸と言いますか、それは多分入っていないのではないかと思うのですが、今までこれを入れてくれという要望も相当あったように聞いておりますが、この点についてはどういふふうにお考えになっておるかお伺いいたします。

○政府委員 堀見友之助君 玉糸につ
きましては八割以上九割ぐらいのこ
ろが輸出に向けられております。そし
て今般の法律では国会からも強い御要
望がございましたし、それで第九条の
二によりましてその輸出適格生糸の特
別買入れという、輸出適格生糸とい
たしますと、玉糸を十分に取入れま
してそしてそれで買っていく、それで
もって八割から九割のものは価格が実
際上は維持されます。ですから特別買
入れというのは、上値を押えるため
のものは特別買入れでもございます
けれども、しかしながら一方は下値
に對しまして十分買入れ価格によつ
て支持されるわけでございますから、
間接にはそれで玉糸も十分安定でき
る、こういうふうに考えております。
○山本米治君 ちよつとはつきりしな
かったのですが、この三十億円の基

金、これで買うわけですか、この中で
ワクでも設けてあるわけですか。

○政府委員(塩見友之助君) 三十億円で、プラス三十億円計六十億円のワクの中
でもってやりくりするわけでございま
す。本法では第九条の二で輸出適格生

糸の特別買い入れというふうな項目がございます。これは輸出に適格の生糸としまして現在その第九条で買い上げておりますもののうち、まあ十四中あるいは二十一中、輸出適格品とは見られないようなものは、これは除きまして、輸出として非常に高いものを買います。そのほかに今まで買い入れはやっておりませんけれども、玉糸のように輸出として非常に比重の重いものを加えまして、そして輸出適格生糸を政令で指定する予定であります。玉糸についてはそれで十分価格安定ができるだろう、これはそのねらいもございまして、輸出適格生糸の買い入れということを考えていただいております。

○山本米治君　それでは基金三十億圓プラス今度の借入金三十億圓の限度内において輸出適格という条件に合する限りは、別にこの中でワクというのでなしに、その条件に合する限りは、この資金の範囲内で売買ができると、こういうことになっているわけですか。

○政府委員（塩見友之助君）　これは本

法の第九条に書いてありますので、
が、大體輸出価格の方を優先して抑え
たい、国内の方は今のような市況で、
それで頼も足りない、糸も足りないとい
う場合には、紺屋の白ばかまと申し
ますか、外国にだけは迷惑をかけな
い。最小限度もし政府が持りました糸
があれば、こういうことで輸出の分だ
けは価格をしっかりとめた、こう

いう考えでございます。その輸出のために必要な数量というふうなものです。価格を保持するために必要な数量というものを、本法の方では政令をもって定めることになっております。大体現在のところは民間の権威者の意

見も聞き、われわれの方もいろいろの資料で検討しておりますが、一月半ぐらいのものは、少くとも輸出は最高価格で続けられるぐらいの数量を持って、その間には相場は平靜化して、それで大体安定をみるであらうと考えまして、輸出実績の大体一月半ぐらい、こう押えております。おそらく政令をいたしましては、今われわれの方の腹ぐみは一万俵ぐらい、大体二十数億というところが輸出適格生糸として買い上げられる数量になるだろうと、こう思います。そのうちに玉糸が含まれております。玉糸と普通生糸との輸出実績等をにらみ合せまして、これは年々変動もございますから、その中でいくらかの調整は行われると思います。その中で玉糸を買い、こういうことになしたいと思います。

○土田国太郎君　今の玉糸ですが、玉糸は原糸で出るので、あるいは織物で出るので、あるいはまた輸出先はどこですか、それから大体の額ですね。

○政府委員（塩見友之助君）　大体玉糸は原糸で出ます。輸出先はアメリカが圧倒的な比重を持っております。それから数量は大体一万俵見当で、かなり振れはございますが、大体最近の二年ぐらいは一万俵程度に落ちついております。ちょっとして八千俵に落ちたり一万六千俵に上ったりいたしますが、大体一万俵見当で、価格としまし

ては大体十六、七億、二十億円見当足らずというところになります。輸出実績は大体ここ数年の状態では安定しているように見受けられますが、そう一時のはやりとは言えないように大体思われます。これは政府として買い上げようというのではないかと思ひます。

○藤野繁雄君 片柳委員との問答を聞いておきますというところ、この特別会計は黒になるというふうなお話のように承わったのであります。予算書を見ますと、前年度までは約一億三千万円の黒字があるが、三十年度の損益計算の予定によると約五億円の赤字になつておる。そうするというと、今までの予算書とは違つておるようになるとになるが、その相違の理由はどこにあるか。

○政府委員(正示啓次郎君) お答え申し上げます。昭和三十年度赤備金定額特別会計の予算書をごらんいただきますと書いてあるのをごいいまするが、予備費を十一億四千万円計上いたしておるが、この点が從來と違ひまして、そういうふうなそれを経費の方にあげました関係で、御指摘のように損失という格好に一応なつておるのでございいます。これは立て方の問題でございまして、実質的には從來よりも特別会計の内容はむしろよくなつておる、こういうふうな御了解いただきたいと思ひます。

○藤野繁雄君 そうすると今御説明になつたような理由で赤になるのだ、しかし実質的には黒だと、そうしますと、今度赤を買入れ入れるということになり、赤の買入れ入れということになつたらば、その数量は幾らかわかりませんが、それには保管料も金利も要

る、保管料、金利というものが相当の金額になるだろうと思ひのであります。が、そういうような保管料、金利というふうなものを持つてでもなおかつ黒になるという御見当でございいますか、その点お伺ひいたしたいと思ひます。

○政府委員(塩見友之助君) それは保管料、金利を払ひます対象の赤の数量によります。きわめて市況が悪くて大量の赤を保管しなければならぬというふうなことになるかと、この会計だけでは足りないというところになつて赤字になりますので、翌年度一般会計の方からそれを繰り入れてもらふ必要が起ります。それから少量でありますれば、会計としましては黒字の中であつたままですが、本来や

はりそういう補助金というものは特別会計……先ほど片柳委員から御質問もありました通り、売買価格安定を目的として特別会計で操作するのは本旨ではございせんし、この会計の健全性を保つ意味において、一般会計から翌年度は繰り入れてもらふということになりますので、その年としましては赤字が出るかとございいます。

○藤野繁雄君 赤を保管する場合においては農協協同組合の連合会の倉庫を利用する、こういうような説明のようございいます。その乾蔵倉庫は保管するに十分安心ができるような倉庫を持つてゐるものかどうか。もし持たないということであつたならば、保管のいかによつては品質に重大影響を及ぼすのでありますから、完全な保管方法は別に何かお考えになつておられるか、その点お伺ひしたい。

○政府委員(塩見友之助君) 現在赤の共同保管をやります場合の必要な施設

として農協団体で持つております乾蔵設備は全国で七十六カ所ございまして、乾蔵器が百三十二台、赤倉庫が九十五棟ございまして、乾蔵の保管能力は全部で二百九十六万貫というところになつております。普通の乾蔵、共同保管をやります場合には、これだけの数量であれば十分足りるわけではございませんが、事実問題として地域的に非常に偏在しております。これをやはり全国的に一部の赤をたな上げたいとして価格を維持するのでございまして、あまり地域的に偏在してゐたのではその効果は達成しがたい、こういうことになりまして、それでどうして一部は営業倉庫であるとか、あるいは場所によつては製糸の倉庫であるとかいふものを利用して参るということではなからうか。そういうやり方とい

ましては、赤を担保として金を貸しますところの農林中金なり信連なりというふうなところが、政府が買ひ上げるだけであつて、団体が共同保管をやる場合の金融機関が非常に關心が深いわけではございいます。

それで本法が通りましたならば、金融機関とそれから農協団体、それから政府及び県の方と共同いたしまして、それで地域的にいざというときに、どういう設備で、どういうような地域に分配して、どのくらい倉庫を使用するかという計画をあらかじめ立てておきませんと、そのときに手違いを起す危険もありませんので、できるだけ早くそういう倉庫調をいたしまして、それでも農協団体の倉庫等でもつて設備等が十分でない場合には、それは農林漁業金融公庫における特殊融資もございまして、そういう点で設備を補修

してもらふなり、そういう点での態勢は十分整えていきたい、こういうふうな考へております。

○小林政夫君 今の藤野委員の前段の質問で、この特別会計の経理の仕方ですがね、これは食糧会計にそういうことが言えるわけではあります。予備費として購入するものを買ひ金を使うための支出予算、これを予備費として計上する、ところが、当然相手方には予定予備売上費といふますか、売上収入、それを立てれば、こういう赤字の損益計算書を出さんでもある程度落むのです。食糧会計の米等については、当然買ひ赤字が何か出るので、赤字にはならぬわけですね。どうもあれがこういう事業会計を見ると、何かそういう経理の予備収入費といふような項目はない建前になつておりますから、そういうことになるのでしようが、工夫して見る必要があるのじゃないでしょうか。

○政府委員(正示啓次郎君) 御指摘の点につきましては、私も実はたゞいまこの形について話をいたしてございまして、あまりいい形ではないと考へております。今小林委員の御指摘になりましたように、収入について検討をどうしてもお認めいただきたいといふことではございまして、この点については、毎年特別会計で予備費を非常にルーズに組んでおりました、決算委員会でおしかりを受けているようなこともございまして、今回は法律の改正に伴ひついても多少むずかしい点があつたか

と思ひますが、だんだん経験を積むに従ひまして、予備費の見積りの適正化と、同時にこれに見合う収入を見ていくというふうな点につきまして、今後さらに研究を進めてゆきたいと思ひます。

○杉山昌作君 ただいま小林君から特別会計の見方というふうなことでお話があつたのですが、それに関連して、法案第四条に赤の交換に伴う支出が歳出、赤の交換に伴う収入が歳入と規定されてゐるのですが、交換に伴う収入とか支出というのは、いわゆる交換差額を意味するのですか。

○政府委員(正示啓次郎君) さうでございます。

○杉山昌作君 そういたしますと、百万円の赤を渡して百万円の生糸をもらふと、交換差額が出ないから歳入にも歳出にもあつて計上されない。ところがわれわれ事業会計を見る場合には、小林委員のおっしゃる通りに、事業費がはつきり会計の計算に現れるようなことが望ましい。実際は赤を百万円出して生糸を百万円受けたという事業をしていながら、会計面ではちつともこれが現われていないから、会計決算書を見たときに、どんな事業をしていたかということがわからなくなる。従つてこれは交換差額だけを計上するのではなくて、出した赤の価格を全部歳入に計上し、受けた生糸の価格を全部歳出にあげるといふようなことにした方が、事業の分量と会計計算とが合つてくるのではないかと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(正示啓次郎君) 御指摘のような点がございまして、この法律におきましてはつきり交換というこ

をうたつたわけでございますが、これは売買のほかに交換という関係になりますので、どうしても、今御指摘のように、現金の面に現われませんから、予算の全体の金額を見る上におきまして、明瞭を欠くのではないかと、いふうな懸念がございます。在高明細表といたしましては、これは、これは一定の時期における現在高だけでございまして、なお生糸の数量は在高明細表ではつきりいたしますが、貸借対照表では金額で一応示しております。これだけではなお明瞭を欠くという点にはあろうかと思ひますが、それらの点につきましては、現実には国会等に対しては、どれだけの数量のものを交換したかということを明瞭に資料として御提出を申すべきではないかといふふうに考へております。

○木内四郎君 正示さん、今の問題だけれども、繭と生糸の交換の場合にはこれに入らないのですね。繭の交換に伴う繭同士の交換の場合、繭の交換に伴うというところで繭と生糸の交換を含むのですか。含まないと言われれば、繭の交換に伴う支出という意味で、それで繭と生糸の交換ということを含むのですか、ちよつと常識的に考へておかしいと思ひます。

○政府委員(塩見友之助君) 繭は保管上非常に重要でありますし、保管費もかかりますし、政府が取り扱うものとしては、糸に比へますと適当性はさうと低くなりますので、現行法では糸だけを買うことになっております。繭糸価格安定法の十二条の二で、本法の方では、「政府は、その保有する繭を売り渡し、若しくは加工し、又は生糸と交換することができる。」といふふう

に書いてございまして、大体そういうふうな趣旨で、繭と繭糸を交換することは考へておりませんので、これは繭と生糸の交換です。

○木内四郎君 そういうことはわかるのですけれども、それを常識的にいって、繭の交換に伴う収入とか支出とかいうことで常識的にわかるが、日本語としてわかるかというだけの話なんです。(笑)

○政府委員(正示啓次郎君) これは御指摘の通り、ただいま塩見委員局長からお答えいたしました、本法の方の第十二条の二に一応対応する規定でございまして、さうに御了解をいたさればけっこうと思ひます。

○委員長(青木一男君) 他に御質疑ございせんか。私ごく簡単に一点だけ伺ひたいのですが、この法律は今のような経済状況の場合には繭糸の安定に相当効果あることは明らかですが、一昨年のような事態で、繭糸の好況のために最高価格よりも高くなつてしまつて、取引を停止するといふような現象がまた起きた場合、さういふ場合にもなおかつ輸出増進という方に生糸を向けるだけの働きをこの法律がなし得るか、さういふ場合にはまた法律を改正しなければだめか、その点のお見込みを伺ひたいと思ひます。

○政府委員(塩見友之助君) これは現在政府が糸を持っておりませんし、この改正によりまして糸を持ちます。チャンスは非常にふえると思ひます。ことに輸出についての糸につきましてはチャンスはふえるわけでございますが、御指摘のような事情におきまして、最近にそれを政府が持つ前に来ま

すれば、これはやはり防ぎ得ないといふふうな御理解願ひたいと思ひます。できるだけさういふ点で、まあ十全であるとは言へません。数歩前進といふところでございましょう。

○委員長(青木一男君) 他に御発言ないようでありまして、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(青木一男君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。別に御発言もないようであります。討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(青木一男君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案を原案通り可決するに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青木一男君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手續は慣例によつて委員長に御一任願ひたいと思ひます。多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名

青柳 秀夫 山本 米治
西川 甚五郎 岡 三郎
土田 国太郎 前田 久吉
平林 剛 白井 勇
杉山 昌作 松澤 兼人
岡崎 眞一 小林 政夫
中川 幸平 木内 四郎

天田 勝正 最上 英子
藤野 繁雄

○委員長(青木一男君) 次に、労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案を議題にいたします。

本案は衆議院において修正されておりますので、この際、便宜政府側より右の修正点について説明を聴取いたします。

○政府委員(正示啓次郎君) それではこの労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、衆議院の方の修正につきまして簡単に御説明申し上げます。

衆議院の御修正は、付則の施行期日につきまして、政府原案では、「昭和三十年九月一日」でございましてこれを、「公布の日から」といふことに修正をされましたのであります。

これはどういふ趣旨かと申しますと、やはりけい肺及び外傷性せき瘧障害に関する特別保護法といたしまして、この特別会計法の改正のむしろ理由になりました本法が衆議院におきまして御審議の結果、施行期日につきまして同じような修正があつたわけでありまして、その趣旨は、あらためて申し上げるまでもなく、従来けい肺関係の給付は三年間ということになつておりましたのを、今回政府の、国庫の負担におきまして五年間に延長をいたすわけでございます。これを九月一日から施行するのと公布の日から施行するのとでは、適用を受ける方々のうちに多少の何と申しますか、不利なことにな

る方がおられるわけでありまして、その期間の延長の適用を受ける方々をできるだけ多くいたしまして救つて

いきたいという御趣旨で、本法の方の施行期日を変更になりましたので、それに対応いたしました本特別会計法の改正の施行期日も「公布の日から」といたしたい、こういうふうな趣旨でございまして。

○委員長(青木一男君) 質疑を行います。

○藤野繁雄君 予算書を見ますといふと、病院新築費といふのは十二億円組んであるのではありませんか、けい肺病棟の病院を、この法律が通過いたしましたならば新たに作られるのであるか、この十二億円の予算の中にはそれが入っているのか、伺ひたいと思ひます。

○政府委員(正示啓次郎君) 入つておるわけでありまして、現在のほかに新しく病院を設ける経費を計上いたしたのであります。

○藤野繁雄君 どのくらい増加されるお見込みでありますか。

○政府委員(正示啓次郎君) 大体の数字で申し上げますが、現在二百ベッド程度のものが四百ベッドくらいになるといふふうな御了解いただきたい。この藤野君、さうするといふとこの法律の通過によつてベッドを増加されるだけであつて、個所の増加はないのであります。

○政府委員(正示啓次郎君) これは現在専門病院は一個所しかございせんが、そのほかに労災病院がございまして、労災病院にけい肺関係のベッドを増設するので、従つて個所もふえるわけでございます。

○藤野繁雄君 それから、この特別会計は経営よろしきを得た結果、従来は赤字であつたのが、三十年度において

おきましては、厳密に言うところ赤字があるという状態になるわけでございます。

○藤野繁雄君 私が尋ねておるのは三十億円の歳入の赤字の処分はどということ、ふうに考えておられるかということ、三十億円の処分の方法、補てん方法です。

○説明員(松永正男君) これは保険経
済だけから考えますというと、この支
払い準備金相当額を保険料の収入とい
たしまして計上するのが正確な計上で
あると思います。しかしながら、一

面におきまして保険料負担者の面を考
えますという、特に最近のような経
済不況というような面におきましては、
保険料負担の軽減、公平ということを
常に考えなければならないわけでござ
います。そういった観点から将来支払
うべき保険金相当額を、全額を計上す

るのはもちろん十分すべきでございますが、この負担の面から考えまして、この全額計上せずして、その一部について見合うべき保険料を計上しておるわけでございますが、これは保険料負担の負担の面から考えまして、

拒の負担節力の面をならみ合せまして
できるだけすみやかにこれを積み立て
ていくという方向で運営をして参りた
いと考えておる次第でございます。

○藤野繁雄君 僕の質問に対するお答

えになりません。現在赤字が三十億あるのだから、この赤字をどうやって解消するのかわかるのです。今の説明によってみるといふと、三十億の赤字の解消方法はない、こういうふうな結果

○政府委員（正示啓次郎君） これは先

この特別会計予算書ははつきりございますのですが、この予定貸借対照表を添付することになっております。その

○委員長(青木一男君) 他に御発言も
ふうに、債務の關係から申しますとこ
ういう形になるという意味で添付いた
したのでございます。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(青木一男君) 御異議ないと
ないようであります。質疑は終了し
たものと認めて御異議ございません
か。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御発言もないようでありますが、討論は終結したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

これより採決に入ります。労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案を衆議院送付案通り可決する
認めます。

ことに賛成の方の拳手を願います。

〔賛成者拳手〕

○委員長(青木一男君) 全会一致であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしましたし

なお、諸般の手續は慣例により委員
長に御一任願いたいと存じます。
多数意見者の御署名を願います。
多数意見者署名

青柳 秀夫	西川 清五郎
岡 三郎	土田 国太郎
前田 久吉	平林 剛
白井 勇	松澤 兼人

岡崎 眞一
小林 政夫
杉山 昌作

木内 四郎
最上 英子

「疑を以ていふやうであり、ものと認めて異議なし」と呼

長(青木一男)より討論に入
る方は賛否を
あります。――
あります。――
て御異議ご

長(青木一男君より採決に入
責任再保険時

成者拳手」
長（青木一男君
よつて本案

脂般の手續は
に願いたいと
御署名をお願
意見者署名

青柳 秀夫
岡 三郎
前田 久吉
白井 勇

岡崎 眞一 藤野 繁雄
鮎川 義介 小林 政夫
中川 幸平 杉山 昌作
木内 四郎 天田 勝正
最上 英子
○委員長(青木一男君) ちよつと速記をとめて
〔速記中止〕
○委員長(青木一男君) 速記開始。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時六分散会

七月二十六日日本委員会に左の案件を付託された

- 一、労働金庫に対する資金運用部資金の長期融資の請願(第一六一一号)
一、生命保険の保険料控除額引上げ等に関する請願(第一六一二号)
一、三級清酒設定反対に関する請願(第一六一三号)(第一六三〇号)(第一六九五号)(第一七〇三号)(第一七〇九号)
一、二級清酒の酒税引下げに関する請願(第一六一四号)(第一六一五号)(第一六一六号)(第一六一七号)(第一六一八号)(第一六六六号)(第一六八五号)(第一六八六号)(第一七一〇号)(第一七一九号)
一、揮発油税引上げ反対に関する請願(第一七二二号)

第一六一一号 昭和三十年七月十日受理
労働金庫に対する資金運用部資金の長期融資の請願
請願者 熊本県議會議長 額口 竜之介
紹介議員 矢嶋三義君 内村清次君

勤労者大衆の福祉を増進し、生活の安定をはかることは勤労意欲の向上には不可欠の要因であり、そのために労働金庫法の制定を見たのであるが、労働金庫が勤労者の零細な貯蓄に依存している結果、その資金量に又運用面において活動が制約され、労働金庫本来の使命達成に大きな障害をもたらしているから、現下の経済情勢が労働金庫の利用度をますます増加させている事態にかんがみ、勤労者の福祉を増進し労働関係の円滑化を助成するため、労働金庫に対し適正かつ簡易に資金運用部資金の長期融資の措置を早急に講ぜられたいとの請願。

第一六一二号 昭和三十年七月十日受理
生命保険の保険料控除額引上げ等に関する請願
請願者 山口県下関市唐戸秋田倉庫株式会社社長 秋田三二外二十九名
紹介議員 中川以良君

生命保険の所得控除は、昭和二十六年以降毎年引き上げられてきたが、現行の年額一万二千円は、戦前との対比並びに諸外国の税法上の取り扱いと比較してはなほ低額であるから、これを年額二万四千円に引き上げるとともに、死亡保険金の受取人に対する相続税の非課税額現行の五十万円を百万円に引き上げられたいとの請願。

第一六一三号 昭和三十年七月十日受理
三級清酒設定反対に関する請願
請願者 神奈川県足柄上郡山北町山北二、五二二 高橋竜雄

紹介議員 小野義夫君
民主党米価対策特別委員会、本年度米の生産価格決定に関連し、食糧管理特別会計の赤字補てん財源の確保策として、三級清酒の設定方を推進していると聞くが、もし三級清酒が設定されるならば、全酒類業界は極度の混乱に陥り、多数の倒産者を出さばかりでなく、酒税収入はかえつて減少し、国庫収入にじんだ悪影響を及ぼすことになるから、三級清酒の設定には反対であるとの請願。

第一六一四号 昭和三十年七月十日受理
二級清酒の酒税引下げに関する請願
請願者 愛知県半田市大字龜崎字西越前一五愛知県酒造組合連合会会長 伊東郁二
紹介議員 青柳秀夫君 菊川孝夫君

現行清酒第二級の酒税率は、基準年度(昭和九年から昭和十一年)の七百三倍の高率であるため、酒価がいちじるしく高く基準年度の五百二十倍にも達しており、酒類密造の原因もこのような高い酒価に基因しているから、大衆の渴望する清酒第二級の酒税率を大幅に引下げられたいとの請願。

第一六一五号 昭和三十年七月十日受理
二級清酒の酒税引下げに関する請願
請願者 神戸市東灘区御影町御影字浜中三一兵庫県酒造組合連合会会長 辰馬力
紹介議員 松澤兼人君 岡崎眞一君

この請願の趣旨は、第一六一四号と同じである。

第一六一六号 昭和三十年七月十日受理
二級清酒の酒税引下げに関する請願
請願者 愛知県半田市大字龜崎字西越前一五愛知県酒造組合連合会内 新美一郎

紹介議員 山本米治君
この請願の趣旨は、第一六一四号と同じである。

第一六一七号 昭和三十年七月十日受理
二級清酒の酒税引下げに関する請願
請願者 東京都西多摩郡福生町能川一 石川弥八郎

紹介議員 安井謙君
この請願の趣旨は、第一六一四号と同じである。

第一六一八号 昭和三十年七月十日受理
三級清酒設定反対に関する請願(二通)
請願者 長野県西筑摩郡木祖村字藪原 湯川寛雄外九名
紹介議員 片柳眞吉君
この請願の趣旨は、第一六一三号と同じである。

第一六一九号 昭和三十年七月十日受理
二級清酒の酒税引下げに関する請願
請願者 神奈川県厚木市厚木七一七 吉川清治
紹介議員 石村幸作君

この請願の趣旨は、第一六一四号と同じである。

第一六六六号 昭和三十年七月十日受理
二級清酒の酒税引下げに関する請願
請願者 大分県宇佐郡長洲町長高橋常市
紹介議員 永岡光治君
この請願の趣旨は、第一六一四号と同じである。

第一六八五号 昭和三十年七月二十日受理
二級清酒の酒税引下げに関する請願
請願者 高知市錦川町八一高知県酒造組合会長 西川 暹一

紹介議員 寺尾豊君
この請願の趣旨は、第一六一四号と同じである。

第一六八六号 昭和三十年七月二十日受理
二級清酒の酒税引下げに関する請願
請願者 大分県中津市三保鶴酒造有限会社社長 如水 新次
紹介議員 一松政二君
この請願の趣旨は、第一六一四号と同じである。

第一六九五号 昭和三十年七月二十日受理
三級清酒設定反対に関する請願(四通)
請願者 鹿児島県川辺郡川辺町宮 高良酒造有限会社 内 高良武雄外三十九名

紹介議員 佐多忠隆君
この請願の趣旨は、第一六一三号と同じである。

第一七〇三号 昭和三十年七月二十日受理

三級清酒設定反対に関する請願（五通）
請願者 長野県下高井郡山ノ内町株式会社古酒屋取締役社長 畔上専介外九十七名

紹介議員 木内四郎君

この請願の趣旨は、第一六一三号と同じである。

第一七〇九号 昭和三十年七月二十日受理

三級清酒設定反対に関する請願

請願者 栃木県那須郡佐久山町島崎寛兵衛外九名

紹介議員 佐藤清一郎君

この請願の趣旨は、第一六一三号と同じである。

第一七一〇号 昭和三十年七月二十日受理

二級清酒の酒税引下げに関する請願

請願者 徳島市幸町三徳島県酒造組合連合会内 松浦寛平

紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第一六一四号と同じである。

第一七一二号 昭和三十年七月二十日受理

揮発油税引上げ反対に関する請願（五通）

請願者 群馬県沼田市四、三一

三日本通運株式会社新沼田支店內 岩崎一広外八名

紹介議員 最上英子君

政府は昭和三十年度予算編成に当り、所得税等を三百億円減税し、その穴埋として酒、砂糖の消費税とともに揮発油税率三割の大幅な増徴を実施する模様であるが、揮発油は価格の七十パーセントという他に類例をみない重税を課せられている現在、また増税が断行されるに至つては、デフレ経済と産業貿易不振の深刻な影響を被つているトラック運送事業の経営は不可能になることは明らかであるから、揮発油税の引上げには絶対反対であるとの請願。

第一七二九号 昭和三十年七月二十日受理

二級清酒の酒税引下げに関する請願

請願者 大分県直入郡荻町阿部寿男

紹介議員 矢嶋三義君

この請願の趣旨は、第一六一四号と同じである。

昭和三十年八月二日印刷

昭和三十年八月三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局